

函館圏都市計画市街地再開発事業の決定



都市計画決定年月日：平成25年3月29日 函館市告示第87号

名称	函館駅前若松地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積	約0.5 ha					
公共施設の配置及び規模	種別	名称	幅員	延長	備考	
	都市計画道路	3・4・19放射1号線	25m	約60m	整備済 (国道5号)	
	都市計画道路	3・3・21放射3号線	27m	約40m	整備済 (国道278号)	
公園及び緑地	区画道路	市道若松14号線	10.90～11.00m	約60m	整備済	
	種別	名称	面積	備考		
下水道	公共下水道整備済					
その他の公共施設	該当なし					
建築物の整備に関する計画	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
	建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	約2,100 m ²	約16,900 m ²	約8/10	約48/10	公共公益施設 商業施設 業務施設 共同住宅 駐車場	
	(備考) 高度利用地区の制限内容			ただし、建ぺい率の最高限度は、建築基準法第2条第1項第9号の2に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。		
			容積率の最高限度	60/10		
			容積率の最低限度	30/10		
			建ぺい率の最高限度	8/10		
			建築面積の最低限度	200 m ²		
			壁面の位置の制限	2.0m		
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積	整備計画				
	約2,800 m ²	壁面の位置の制限により歩道状公開空地を整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する。				